

○宇和島市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱

平成27年 3 月19日

要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市電子入札運用基準（平成26年 6 月制定。以下「運用基準」という。）に定義する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により市が発注する建設工事（修繕を含む。）並びに工事に関する調査、測量及び設計等業務（以下「建設工事等」という。）に係る事後審査型一般競争入札を実施することについて、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事後審査型一般競争入札」とは、一般競争入札に係る入札前に入札参加資格申請の手続を簡略化し、開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものをいう。

2 前項の落札候補者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式により落札者を決定する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち評価値が最も高い者）

(2) 宇和島市最低制限価格制度実施要領（平成22年告示第10号）の規定の適用を受ける工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者

(3) 宇和島市業務委託最低制限価格制度試行要領の規定の適用を受ける工事に関する調査、測量及び設計等業務にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者

(対象建設工事等)

第3条 事後審査型一般競争入札の対象とする建設工事等は、原則として、建設工事にあつては予定価格200万円を超えるものとし、工事に関する調査、測量及び設計等業務にあつては予定価格100万円を超えるものとする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、事後審査型一般競争入札の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、事後審査型一般競争入札の対象としないことができる。

(1) 入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要がある建設工事等

(2) 災害復旧工事等急施を要する建設工事等

(3) その他入札後審査型一般競争入札によることが適当でないと市長が認める
建設工事等

(入札参加資格)

第4条 事後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格審査申請書を提出していること。

(2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止の期間がない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(4) 建設工事にあつては、当該工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）。

(6) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該建設工事等を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(7) 当該建設工事等と同種又は同程度の実績があること。

(8) 当該建設工事等に配置を予定する技術者等が適正であること。

(9) 総合評価落札方式の場合は、総合評価に係る従事経験等が適正であること。

(10) その他建設工事等ごとに市長が必要と認める事項

(入札参加資格の決定)

第5条 入札参加資格は、対象となる建設工事等ごとに、宇和島市競争参加資格審査会設置要綱（平成22年要綱第6号）に定める宇和島市競争参加資格審査会の審査を経て、市長が決定するものとする。

(入札の公告等)

第6条 市長は、事後審査型一般競争入札に付するときは、令第167条の6及び宇和島市契約規則（平成17年規則第56号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、宇和島市ホームページ又は宇和島市の掲示板（以下「市ホームページ等」という。）により次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 入札に付する建設工事等の名称、概要等

- (2) 入札参加資格及び入札の無効条項
- (3) 入札期間並びに開札日時及び場所
- (4) 設計図書等の閲覧期間、設計図書等に対する質疑書の提出期限、質疑に対する回答書の閲覧期間等
- (5) 第10条の申請書等の提出方法及び提出期限
- (6) 第8条又は第12条の入札参加資格不適格通知を受けた場合における問合せ先
- (7) その他事後審査型一般競争入札の実施に関し必要な事項
(設計図書等の閲覧等)

第7条 設計図書等は、前条の公告後速やかに、入札期間の最終日まで市ホームページ等又は契約担当課の窓口において閲覧に供するものとする。

2 設計図書等に係る質疑を行おうとする者は、質疑書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（基本的入札参加資格の事前確認）

第8条 市長は、電子入札システムにより入札を行った者（以下「入札参加者」という。）が第4条第1号、第2号及び第6号に規定する入札参加資格（以下「基本的入札参加資格」という。）を有しているかについて、開札執行前に確認を行うものとする。

2 市長は、前項の確認の結果、入札参加者が基本的入札参加資格を有していないと認めたときは、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とするとともに、当該入札参加者に対しその旨を口頭により通知するものとする。

3 市長は、紙による入札の承諾を得て入札に参加しようとする者（以下「紙入札参加者」という。）が基本的入札参加資格を有しないと認めたときは、当該紙入札参加者を入札に参加させないものとする。

（開札の執行）

第9条 事後審査型一般競争入札に係る開札は、前条の規定による事前確認において、基本的入札参加資格を有していることが確認できた者の入札を対象として行う。

2 市長は、開札執行後、次条の規定による入札参加資格の確認後において審査結果を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額及び業者名を公表の上、口頭により通知するものとする。

3 市長は、宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成22年告示第9号）の適用を受ける工事において、入札の結果、同要領第3条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札があった場合には、前項の通知に加え同要領

に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う旨を併せて通知するものとする。

（入札参加資格確認申請書等の提出）

第10条 市長は、開札執行後（総合評価落札方式の場合にあっては評価値算出後）、落札候補者に対し期限を定めて次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が2者以上あるときは、あらかじめ電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

（1） 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

（2） 施工（履行）実績報告書（様式第3号）

（3） 配置予定技術者の資格等報告書（様式第4号、様式第4-1号又は様式第4-2号）

（4） 総合評価落札方式の場合は第4条第9号に規定する入札参加資格に関して、宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成19年10月1日制定）に規定する総合評価に係る資料の記載事項を証する書類

2 市長は、落札候補者から提出期限までに申請書等が提出されなかった場合は、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して申請書等の提出を求めるものとする。

（低入札価格調査に係る申請書等の提出）

第11条 前条の規定にかかわらず、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、申請書等の提出を求める前に、当該落札候補者について低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の場合において、低入札価格調査時に落札候補者から申請書等の提出があった場合は、前条に規定する申請書等の提出を省略することができる。

（落札者の決定）

第12条 市長は、落札候補者から提出された申請書等の内容を審査し、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められる場合には、当該落札候補者を落札者と決定し、審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、落札者が決定するまで次順位者について第10条の規定による手続を行うものとする。

2 落札者の決定は、原則として落札候補者から申請書等の提出があった日の翌日から起算して3日（休日（宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に行うものとする。ただし、低入

札価格調査を実施する場合又は総合評価落札方式の場合は、この限りでない。

- 3 市長は、落札者を決定したときは、直ちに入札参加者に対し電子入札システムにより落札者の決定の通知を行うものとする。この場合において、紙入札参加者が落札したときは口頭又は文書により、紙入札参加者が落札しなかったときは市ホームページ等による公表をもって通知に代えるものとする。
- 4 市長は、第1項の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた者に対し、口頭又は電子入札システムにより、当該入札を無効とする旨を通知するものとする。
- 5 市長は、落札者の決定後から請負契約の締結までの間において、当該落札者が第4条各号に掲げる入札参加資格のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第13条 第8条又は前条の規定により、入札を無効とする旨の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、市長に対し入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めがあったときは、同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により説明を行うものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第14条 入札に参加しようとする者は、規則第14条及び第15条の規定により、入札保証金として入札金額の100分の5以上の額を納入し、又はこれに代えて担保の提供をしなければならない。ただし、規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 落札者は、規則第40条及び第41条の規定により、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を納付し、又はこれに代えて担保の提供をしなければならない。ただし、規則第42条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（入札の無効）

第15条 入札参加資格のない者、虚偽の申請を行った者又は宇和島市建設工事等入札に関する心得及び運用基準等入札に関する条件に違反した者が行った入札は、無効とする。

（入札の中止）

第16条 市長は、第8条第1項の基本的入札参加資格の事前確認において基本的入札参加資格を有していると認められる者がいないときは、入札を中止するものとする。

（紙入札方式の準用）

第17条 やむを得ない事由により、当初から従来の紙入札方式による入札を行う場合

又は入札手続中に紙入札方式へ移行する場合は、この要綱の規定を準用するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(工事希望型指名競争入札実施要綱の廃止)

2 工事希望型指名競争入札実施要綱（平成22年要綱第5号）は、廃止する。

附 則（平成27年8月24日要綱第93号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇和島市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行日の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月12日要綱第22号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月23日要綱第79号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇和島市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行日の日以後に入札公告等を行う工事に関する調査、測量及び設計等業務について適用し、同日前に入札公告等を行った工事に関する調査、測量及び設計等業

務については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日要綱第172号）

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31日要綱第21号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

質 疑 書

年 月 日

質 疑 応 答		工事(業務)名			
		質問者名			
		連絡先	電 話 番 号		
			メールアドレス		
質問番号	図面名・図面番号・仕様書名・頁・その他	質 問 回			答
					回答課名

入札参加資格確認申請書

年 月 日

宇和島市長

様

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

次の工事（業務）に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

公告日	年 月 日
工事（業務）名	

記

- 1 入札公告個別事項「入札参加資格」に定める施工（履行）実績を記載した書面
- 2 入札公告個別事項「入札参加資格」に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

工事施工（業務履行）実績報告書

商号又は名称：_____

工事（業務）名		
発注機関名		
工事（履行）場所		
契約金額	円	
工期（履行期間）	年 月 ～ 年 月	
受注形態 該当する方に「○」を記入してください。	☐	単体
	☐	共同企業体（出資比率 %）
工事（業務）概要等		

様式第4号（第10条関係）

工事-実績要件有り

配置予定技術者の資格等報告書

商号又は名称：_____

配置予定技術者の氏名						
法令による資格・免許等 実務経験による場合は、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。						
工事経験の概要	工 事 名					
	発注機関名					
	工 事 場 所					
	契 約 金 額	円				
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日				
	受 注 形 態 該当する方に「○」を記入してください。		単体			
			共同企業体(出資比率 %)			
	従 事 役 職 該当する方に「○」を記入してください。	監 理 技術者	監 理 技術者補	主 任 技術者	担 当 技術者	現 場 代理人
工事概要等						

主任（監理）技術者等の専任配置を要する工事との兼任予定の有無		☐ あり ☐ なし	
※AまたはBによる兼任予定「なし」の場合、以下記入不要。 ※兼任予定「あり」の場合、該当する①～④いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。			
A	A該当（兼任予定工事あり）の場合、①～③いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。		
	☐ ①建設業法施行令第27条第2項該当 ※発注者に対し事前に兼任の承認を得ていること。		
	☐ ②法第26条第3項第1号該当（専任特例1号関係） ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。		
	☐ ③法第26条第3項第2号該当（専任特例2号関係） ○監理技術者補佐について（記入項目） ・氏名： ・法令による資格・免許：		
	兼任予定工事 (共通記入項目)	工 事 名	
		発注機関名	
監督員等名			
契 約 金 額			
工 期		年 月 日～ 年 月 日	
B	☐ ④営業所技術者等との兼任 ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。		
兼任に係る市確認欄 (記入不要)		確認日： 兼任工事発注者等：	

配置予定技術者の資格等報告書

商号又は名称：_____

配置予定技術者の氏名				
法令による資格・免許等 実務経験による場合は、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。				
主任（監理）技術者等の専任配置を要する工事との兼任予定の有無 ※AまたはBによる兼任予定「なし」の場合、以下記入不要。 ※兼任予定「あり」の場合、該当する①～④いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。			☐ あり ☐ なし	
A	A該当（兼任予定工事あり）の場合、①～④いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。			
	☐ ①建設業法施行令第27条第2項該当 ※発注者に対し事前に兼任の承認を得ていること。			
	☐ ②法第26条第3項第1号該当（専任特例1号関係） ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。			
	☐ ③法第26条第3項第2号該当（専任特例2号関係） ○監理技術者補佐について（記入項目） ・氏名： ・法令による資格・免許：			
	兼任予定工事 （共通記入項目）	工 事 名		
		発注機関名		
		監督員等名		
		契 約 金 額		
		工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	B	☐ ④営業所技術者等との兼任 ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。		
兼任に係る市確認欄 （記入不要）		確認日： 兼任工事発注者等：		

様式第 4-2 号（第 10 条関係）

業務-資格要件有り

配置予定技術者の資格等報告書

商号又は名称：

配置予定技術者の氏名	
法令による資格・免許等 実務経験による場合は、最終学歴及 び実務経験年数を記入すること。	